

## 平成28年第2回砂川市議会定例会

平成28年6月13日（月曜日）第1号

### ○議事日程

- 開会宣告
- 開議宣告
- 日程第 1 会議録署名議員指名  
議事日程報告  
議長諸般報告
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 主要行政報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 報告第 1号 線越明許費の線越しについて  
報告第 2号 継続費の通次線越しについて
- 日程第 6 議案第10号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 7 議案第 8号 財産の取得について
- 日程第 8 議案第 5号 砂川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 7号 中空知広域市町村圏組合規約の変更について  
議案第 1号 平成28年度砂川市一般会計補正予算  
議案第 2号 平成28年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算  
議案第 3号 平成28年度砂川市下水道事業特別会計補正予算  
議案第 4号 平成28年度砂川市病院事業会計補正予算  
[予算審査特別委員会]
- 散会宣告

### ○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員指名  
増山 裕司議員  
武田 真議員  
議事日程報告  
議長諸般報告
- 日程第 2 会期の決定  
自 6月13日  
至 6月15日 3日間



病院事業管理者	小 熊 豊
総務部長兼会計管理者	熊 崎 一 弘
市民部長	中 村 一 久
経済部長	福 士 勇 治
建設部長	湯 浅 克 己
病院事務局長	氏 家 実 博
病院事務局審議監	朝 日 紀 博
総務課長	安 田 貢 守
政策調整課長	井 上 守

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 次 長	河 原 希 之
---------	---------

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 長	堀 田 一 茂
-------------	---------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	熊 崎 一 弘
-------------	---------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長	福 士 勇 治
-------------------	---------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長	峯 田 和 興
事 務 局 次 長	佐 々 木 純 人
事 務 局 主 幹	山 崎 敏 彦
事 務 局 係 長	渡 部 秀 樹

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長 飯澤明彦君 ただいまから平成28年第2回砂川市議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長 飯澤明彦君 本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 飯澤明彦君 日程第1、会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、増山裕司議員及び武田真議員を指名します。

本日の議事日程並びに議長の諸般報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定

○議長 飯澤明彦君 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から6月15日までの3日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は3日間と決定しました。

◎日程第3 主要行政報告

○議長 飯澤明彦君 日程第3、主要行政報告を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 前回の定例市議会以降における主要行政について報告を申し上げます。

4ページ、総務部市長公室課の関係では、2点目の砂川市公式ホームページのリニューアルについて、3月1日、利便性を重視したサイト構成、スマートフォンへの対応、緊急時・災害時の情報発信の強化等を目的に、砂川市公式ホームページのリニューアルを行ったところであります。

次に、5ページ、総務部政策調整課の関係では、3、4点目の地方創生に関する連携協定について、地方創生に関する地域経済の活性化に資する事業などの実施において協力、交流を行うことなどを目的とし、3月9日に株式会社北洋銀行、3月29日に株式会社北海道銀行と連携協定を締結しております。

次に、5点目の砂川市総合戦略推進委員会について、3月28日、第1回推進委員会が

開催され、委員長及び副委員長を選任し、砂川市まち・ひと・しごと創生総合戦略基本目標及び重要業績評価指標について検証を行っております。

次に、8点目の北海道空知地域創生協議会について、5月31日、空知総合振興局と管内市町が連携してさまざまな課題解決に向けた取り組みを進めることを目的とした北海道空知地域創生協議会の設立総会が開催され、砂川市も参加し、今後の事業等について協議をしたところであります。

次に、6ページ、9点目のETC車載器搭載促進補助金について、1月から5月までの交付件数及び交付金額は、41件、18万5,200円を交付したところであります。

次に、9ページ、市民部市民生活課の関係では、8点目の交通安全運動について、(2)に記載してございますが、主な啓発運動として旗の波街頭啓発など15の運動を実施しております。うち、飲酒運転撲滅の日である6月6日に、地域交流センターゆうにおいて飲酒運転撲滅集会を開催したほか、市内関係団体、空知総合振興局、砂川警察署及び砂川高校により旗の波を実施したところであります。

次に、14ページ、経済部商工労働観光課の関係では、2点目の国道一直線商店街花いっぱい運動について、5月26日、27日の両日、砂川商店会連合会が実施主体、砂川市・砂川商工会議所が支援団体となり、北海道開発局札幌開発建設部滝川道路事務所のボランティア・サポート・プログラム事業を活用し、植樹柵に植花を実施したところであります。実施区間は、国道12号北5丁目から南12丁目までの総延長2,300メートル、植樹柵数は279柵、花種はマリーゴールド5,520株、柵管理者は地先商店等の195人です。

次に、3点目の砂川「もっと花いっぱい運動」について、5月30日、31日の両日、中心市街地の活性化を図るための事業の一環として、JR砂川駅前から砂川市立病院までの通りと十字街沿線を地先の商店等が主体となり、地域住民ボランティアの参加を受けて、植樹柵に植花やプランターを設置したところであります。実施区間は、道道砂川停車場線、北2丁目線、南1丁目線で、総延長300メートル、植樹柵数は37柵、花種はマリーゴールド2,640株、柵管理者は地先商店主等の28人です。

次に、16ページ、農政課の関係では、4点目の農作物の生育状況について、風の影響などにより一部の圃場で植え傷みや乾燥が見られるものの、適度な降雨と好天により順調に生育しているところであります。

次に、21ページ、建設部建築住宅課の関係では、7点目のすながわハートフル住まいる推進事業について、各事業の2月から4月までの交付件数及び交付金額は、(1)永く住まいる住宅改修補助金は7件、171万1,000円、(2)まちなか住まいる等補助金は10件、475万8,000円、(3)高齢者等安心住まいる住宅改修補助金は1件、17万円、(4)住宅用太陽光発電システム導入費補助金は1件、14万7,000円、(5)老朽住宅除却費補助金は2件、24万9,000円をそれぞれ交付したところであ

ります。また、子育て支援として、子育て世帯に対し補助率の上乗せや補助金の加算を行っておりますが、（１）永く住まいる住宅改修補助金は１件、３万６、０００円を上乗せし、（２）まちなか住まいる等補助金は８件、１４０万円を加算してそれぞれ交付したところであります。また、移住、定住促進として、砂川市に移住された方に対し新規移住祝金を交付しておりますが、１件、２０万円相当の商品券を交付したところでございます。

次に、２２ページ、市立病院の関係では、１点目として入退院支援センターについて、４月１日、患者サービスの向上等を目的に入退院支援センターを１階ラウンジ横の元患者用図書室に開設したところでございます。

次に、２点目の緩和ケア病床について、４月１日、がん終末期の患者を対象とした緩和ケア病床１０床、うち個室２室を６階西病棟に開設したところでございます。

次に、２４ページ、４点目の平成２８年度附属看護専門学校の入学生状況について、一般入学受験者８１名のうち合格者２２名、推薦入学試験合格者１３名、合計３５名の学生が４月１４日に入学したところであります。本年度当初の各学年在籍状況は、１年生３５名・２年生４１名・３年生３２名の総数で１０８名となったところであります。

以上を申し上げまして、主要行政報告といたします。

#### ◎日程第４ 教育行政報告

○議長 飯澤明彦君 日程第４、教育行政報告を求めます。

教育長。

○教育長 高橋 豊君（登壇） 前回定例会以降におけます教育行政の主な内容につきましてご報告申し上げます。

初めに、学務課所管について申し上げます。１点目の学校の現況について、５月１日の学校基本調査による現況では、学級数は小学校で砂川小学校１学級減少、空知太小学校１学級、北光小学校１学級、それぞれ増加し、計１学級増加、中学校で砂川中学校１学級、石山中学校２学級、それぞれ減少し、計３学級減少、全体で２学級減少となりました。児童生徒数は、小学校で１９名、中学校で２２名、それぞれ減少し、全体で４１名減少となりました。教職員数は、小学校で２名増加、中学校で３名減少し、全体で１名減少となりました。

次に、２点目の砂川高等学校４間口復活の要望について、砂川高等学校の今年度入学者数の状況から、北海道教育委員会は公立高等学校配置計画において平成２８年度の間口数を４間口から３間口に変更したことから、５月１７日、北海道教育委員会教育長に対し、砂川市長、砂川市議会議長、砂川市教育委員会教育長連名による「北海道立砂川高等学校の４間口復活についての要望書」を提出するとともに、砂川高等学校ＰＴＡ・同窓会会長ほか関係団体の代表者連名による「北海道立砂川高等学校の４間口復活を求める請願書」を提出しました。なお、６月７日に北海道教育委員会が公表した平成２９年度から３１年

度までの公立高等学校配置計画案において、砂川高等学校の間口数は3間口のままとなったところであります。

2ページの社会教育課所管では、2点目の春のあいさつ運動について、春のあいさつ運動が5月25日から27日までの3日間、市内小中高校の児童生徒、PTA、町内会、老人クラブ、民生児童委員協議会など60団体の参加を得て実施されました。

次に、3点目の砂川市少年の主張大会について、6月3日、公民館において、将来を担う青少年が意見を発表する場を設け、未来に向けての夢や希望を発信してもらい、青少年の健全育成及び非行防止に対する市民の理解を深める契機となることを目的に開催し、当日は砂川中学校4名・石山中学校3名の計7名が91名の市民の前で「少年の主張」を行い、石山中学校3年、山内咲桜さんが空知大会への出場者に選考されました。

3ページの公民館所管では、1点目の市民大学について、公民館において第1回目を5月18日に、「小さな町こそ、小さな店こそ素晴らしい」と題し、岩田徹氏を講師に迎え、54名の参加を得て実施し、第2回目を6月4日に、「病があるから素敵な人生」と題し、下田憲氏を講師に迎え、55名の参加を得て実施しました。

次に、図書館所管では、3点目のジャリンバ文庫開放dayについて、4月23日、24日、特別展示室において、幼児・児童31名、保護者等21名の計52名の参加を得て開催し、砂川ジャリンバから寄贈された約400冊の本を自由に閲覧できるよう配置し、ボランティアによる読み聞かせも行いました。

スポーツ振興課所管では、2点目の熊本地震に対する支援について、4ページになります。4月19日、B&G財団より「災害時等における相互応援」に基づき、B&G海洋センター所在地である熊本県南阿蘇村及び菊池市から支援物資要請を受け、これに対して4月21日に砂川市災害備蓄品並びに新規購入により支援物資を発送しました。

次に、4点目の海洋センター改修工事について、海洋センター第1体育館改修工事のため、5月9日から10月3日まで休館することとし、この期間中は総合体育館を火曜日の通常休館日も開館することとしました。

次に、5点目の北海道B&G地域海洋センター連絡協議会役員会及び総会について、5月12日、砂川パークホテルにおいて平成27年度の事業及び決算報告と平成28年度の事業計画及び予算について協議し、承認されました。

以上を申し上げます、教育行政報告といたします。

◎日程第5 報告第1号 繰越明許費の繰越しについて

報告第2号 継続費の通次繰越しについて

○議長 飯澤明彦君 日程第5、報告第1号 繰越明許費の繰越しについて、報告第2号 継続費の通次繰越しについての2件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 報告第1号 繰越明許費の繰越しについてご報告を申し上げます。

地方自治法第213条第1項の規定に基づき繰越明許費を繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものであります。

平成27年度砂川市一般会計繰越明許費繰越計算書に基づき、ご説明をいたします。

2款総務費、1項総務管理費、事業名中空知就業・移住支援事業は金額176万9,000円、同じく、事業名、セキュリティ対策推進事業は金額4,720万8,000円。3款民生費、1項社会福祉費、事業名、年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業は金額9,458万1,000円。7款商工費、1項商工費、事業名、地域資源を活用した観光客誘客事業は金額2,392万8,000円。10款教育費、3項中学校費、事業名、砂川中学校音楽堂天井耐震化事業は金額2,338万7,000円であり、全額を翌年度に繰り越すするものであります。財源内訳につきましては、未収入特定財源は国、道支出金及び地方債であり、それぞれあわせて繰り越すものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、報告第2号 継続費の逡次繰越しについてご報告申し上げます。

地方自治法第212条第1項の規定に基づき継続費を繰り越しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告をするものであります。

平成27年度砂川市一般会計継続費繰越計算書に基づき、ご説明をいたします。

8款土木費、5項住宅費、事業名、北光団地用地確定測量業務委託でございます。継続費の総額は3,024万円であり、平成27年度継続費の予算額は302万4,000円ありますが、そのうち平成27年度支出済額が290万円であり、残額12万4,000円を次年度、すなわち平成28年度へ逡次繰り越すものであり、その財源は繰越金12万4,000円であります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 これより報告第1号及び第2号の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で第1号及び第2号の報告を終わります。

◎日程第6 議案第10号 専決処分の承認を求めることについて

○議長 飯澤明彦君 日程第6、議案第10号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 議案第10号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成28年度砂川市一般会計補正予算について専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

専決処分の年月日は、平成28年4月22日であります。

専決処分の理由であります。平成28年度一般会計補正予算について、平成28年熊本地震による被災地への支援を行うため、平成28年度同会計予算の補正について特に緊急を要するが、議会を招集する時間的余裕がないため、当該予算を専決処分により補正したので、承認を求めるものであります。

裏面をお開きいただきたいと存じます。平成28年度一般会計補正予算で、今回の補正は第2号となります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ114億3,643万3,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明をいたしますが、10ページをお開きください。説明欄の頭に二重丸をしてあるのが、臨時事業であります。

2款総務費、1項1目一般管理費で二重丸、熊本地震被災地支援に要する経費の地震被災地義援金50万円の補正は、本年4月14日に発生した熊本地震による大きな被害に対し、義援金を送ることで被災者を支援することとしたところであります。義援金は熊本県に直接送金することとし、5月9日に支出しております。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては5ページ、総括でご説明いたします。18款繰入金50万円は、財源調整のため、財政調整基金から繰り入れるものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 以上で議案の提案説明を終わります。

これより議案第10号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第10号の質疑を終わります。

続いて、議案第10号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第10号を採決します。

本案を、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

◎日程第7 議案第8号 財産の取得について

○議長 飯澤明彦君 日程第7、議案第8号 財産の取得についてを議題とします。

議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 (登壇) 議案第8号 財産の取得についてご説明申し上げます。

提案の理由は、砂川市土地開発公社が所有する道央砂川工業団地用地を買収するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する予定価格が2,000万円以上かつ面積が5,000平方メートル以上の財産の取得に該当することから、議会の議決を求めるものであります。

1、土地の表示は、所在、西8条北23丁目、地番、270番8、地目、雑種地、地積、1万8,718平方メートル。

2、取得者は砂川市。

3、予定価格は1億6,471万8,400円。

4、取得の相手方は、砂川市西6条北3丁目1番1号、砂川市土地開発公社理事長、角丸誠一であります。

3ページには附属説明資料として道央砂川工業団地土地開発公社用地買収図を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 以上で議案の提案説明を終わります。

これより議案第8号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第8号の質疑を終わります。

続いて、議案第8号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第8号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第5号 砂川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 中空知広域市町村圏組合格約の変更について

議案第1号 平成28年度砂川市一般会計補正予算

議案第2号 平成28年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算

議案第3号 平成28年度砂川市下水道事業特別会計補正予算

議案第4号 平成28年度砂川市病院事業会計補正予算

○議長 飯澤明彦君 日程第8、議案第5号 砂川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 中空知広域市町村圏組合格約の変更について、議案第1号 平成28年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 平成28年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算、議案第3号 平成28年度砂川市下水道事業特別会計補正予算、議案第4号 平成28年度砂川市病院事業会計補正予算の6件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長 中村一久君 (登壇) 議案第5号 砂川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の公布に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後であります。改正部分につきましては、アンダーラインを付しております。

第10条は、職員の定めであり、現行、同条第3項第4号中「中学校」の次に、改正後は「、義務教育学校」を加えるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 (登壇) 議案第7号 中空知広域市町村圏組合格約の変更についてご説明申し上げます。

変更の理由であります。中空知広域市町村圏組合の構成市町の全てが合意する場合に中空知ふるさと市町村圏基金に対する出資金の処分を可能とするため、本規約の一部を改正しようとするものであります。

さらに説明を加えますが、この基金は、中空知広域市町村圏の振興、整備のために設置されたもので、構成市町の基金に対する出資限度額などをそれぞれ定め、その基金運用果実をもって事業を実施し、基金元本は組合解散の場合及び構成市町が財政再生団体になることを回避するための緊急避難的な措置として行う場合でなければ処分することができない規定になっております。今般この運用する10億円の基金のうち、国際復興開発銀行債、通称ユーロ債で運用しておりました6億円が早期償還となり、返還されたことに伴い、広域圏組合において今後の運用、活用方法について協議を重ねてまいりましたが、昨今の超低金利の状況下においては新たな運用先として適切なものがほとんどないこと、また広域行政や構成市町の事業実施に必要な限度において基金の取り崩しが可能となっていること、さらに構成する市町から基金取り崩しの要望があったことなどから、広域圏理事会において基金の一部取り崩しを決定したところであり、そのための規約の変更であります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。中空知広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約であります。変更の内容につきましては3ページ、議案第7号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいますと左側が現行、右側が変更後となっております。変更部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第15条は、中空知ふるさと市町村圏基金の設置の定めであり、第3項を、基金は、次に掲げる場合を除き、処分することができない。第1号、組合が解散する場合、第2号、出資金の一部又は全部を処分することに全ての関係市町が合意する場合に改めるものであります。

第16条は、基金の処分の特例の定めであり、条文を削除するものです。

附則といたしまして、この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第1号 平成28年度砂川市一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、第3号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,690万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ115億8,333万5,000円とするものであります。

第2条は、地方債の変更であります。4ページ、第2表、地方債補正に記載のとおり、過疎対策事業債7,600万円を補正し、補正後の限度額を10億2,200万円とするものであります。

それでは、歳出からご説明をいたしますが、説明欄の頭に付してある一つ丸は継続事業であり、二重丸は今年度の臨時事業、アンダーラインを付してあるのは今補正による臨時事業であります。

18ページをお開きいただきたいと存じます。2款総務費、1項5目財産管理費で一つ丸、財産管理に要する経費のうち社会福祉事業振興基金積立金555万円、まちづくり事業基金積立金1,706万円の補正は、寄附金を各基金に積み立てるものであります。

同じく6目企画費で一つ丸、移住定住促進に要する経費の北海道空知地域創生協議会負担金50万円の補正は、人口減少が著しい空知地域における地域創生、活性化のため、空知総合振興局及び管内24市町が連携して北海道空知地域創生協議会を設立し、さまざまな課題解決に向けた取り組みを推進することとなり、その各市町の負担金であります。

次に、同じく3項1目戸籍住民基本台帳費で一つ丸、個人番号カード作成に要する経費のカード交付事業負担金285万1,000円の補正は、地方公共団体情報システム機構から郵送された通知カード、個人番号カード関連事務などの機構に対する事業負担金であります。

次に、20ページ、4款衛生費、1項3目母子保健費で二重丸、特定不妊治療費助成事業に要する経費45万円の補正は、国の助成基準の変更により年齢制限と助成回数が見直されたことから、北海道が救済措置と独自施策を実施することとしたことから、北海道の基準と合わせ、助成の拡充を図るものであります。

次に、22ページ、7款商工費、1項1目商工振興費で一つ丸、商工業振興対策に要する経費の中小企業等振興補助金52万円の補正は、砂川市中小企業等振興条例に基づき、商店街店舗整備事業として東1条南6丁目の障害福祉サービス事業者に対する店内改装費について助成するものであります。

次に、同じく3目観光費で一つ丸、イベントに要する経費の子供みこし補助金220万円の補正は、市民まつりで実施する子供みこし用のはんてん等が購入後16年経過していることから、はんてん等一式を整備するため助成するものであり、自治総合センターのコミュニティ助成事業補助金を活用し、更新するものであります。

同じく4目活性化プラザ費で一つ丸、活性化プラザの管理に要する経費の床改修工事998万円の補正は、多目的ホールのじゅうたんは平成3年の開館以来のままであり、汚れがひどく、クリーニング等による効果も期待できないため、改修を行うものであります。

次に、24ページ、8款土木費、2項3目道路橋梁新設改良費で二重丸、道路橋梁新設改良事業費5,320万円の補正は、市道空知太中通りの改良舗装工事を行うものであります。

次に、同じく5項2目住宅管理費で二重丸、移住定住促進住宅に要する経費3,643万円の補正は、市内のアパートは家族世帯向けの戸数が少ない上、家賃も近隣市町に比べ平均的に高いことから、市内企業従業員の多くが市外に居住し、通勤している状況であり、

その解消を図るため、現在使用していない旧国家公務員住宅を購入し、改修するものであります。なお、附属説明資料ナンバー1として用地買収図を添付しておりますので、ご高覧願います。

次に、26ページ、9款消防費、1項2目災害対策費で一つ丸、災害対策に要する経費の備蓄品購入費9万6,000円の補正は、4月14日に発生した熊本地震の際に支援要請のあった支援物資として備蓄品を発送したことから、その補充のため災害備蓄品を購入するものであります。

次に、28ページ、10款教育費、2項1目小学校管理費で一つ丸、学校の管理に要する経費の砂川小学校放送設備改修工事費674万円の補正は、老朽化により故障した放送設備全体を改修するものであります。

同じく3項1目中学校管理費で一つ丸、学校の管理に要する経費の砂川中学校音楽堂屋根防水改修工事費1,072万5,000円の補正は、砂川中学校音楽堂の屋根について雨漏りが発生し、塔屋屋根全体の改修が必要となったことから、屋根にウレタンを吹きつける防水工法により改修するものであります。

次に、30ページ、12款諸支出金、2項2目下水道会計繰出金で一つ丸、下水道会計繰出金60万円の補正は、市道空知太中通り改良舗装工事の実施に伴う公共下水道整備事業に係る一般財源の負担分を繰り出すものであります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては5ページ、総括でご説明申し上げます。14款国庫支出金で1,085万1,000円の補正は、過疎地域等自立活性化推進交付金事業費及び社会保障・税番号活用推進費によるものであります。

17款寄附金で2,261万円の補正は、11ページに記載の寄附金によるものであります。

18款繰入金で3,524万1,000円の補正は、財源調整のための財政調整基金繰入金であります。

20款諸収入で220万円の補正は、コミュニティ助成事業費の助成金であります。

21款市債で7,600万円の補正は、道路整備事業、移住定住促進住宅整備事業に係る過疎対策事業債であります。

以上が歳入であります。

なお、32ページに地方債に関する調書を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 (登壇) 議案第2号 平成28年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第1号となります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72万

2, 000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億2,566万4,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。10ページをお開きいただきたいと存じます。1款総務費、1項1目一般管理費でアンダーラインを付しております電算システム改修委託料72万2,000円は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、平成30年度から国民健康保険事業の財政運営の責任主体が都道府県となり、各市町村は医療費水準等を考慮して定められた納付金を負担することとなりますが、北海道が行う納付金の算定、その他事務処理に必要なデータを作成するため、本市のシステム改修に要する費用を補正するものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては5ページ、総括でご説明させていただきます。2款国庫支出金で72万2,000円の増は、このシステム改修に対する国庫補助金であり、歳出と同額を補正するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 湯浅克己君（登壇） 議案第3号 平成28年度砂川市下水道事業特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、第1号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ900万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億596万5,000円とするものであります。

第2条は、地方債の補正であります。4ページ、第2表、地方債補正に記載のとおり、公共下水道整備事業債、過疎対策事業債について840万円を補正し、補正後の限度額を2億120万円とするものであります。

それでは、歳出からご説明いたします。12ページをお開きいただきたいと存じます。1款下水道費、1項4目公共下水道整備事業費で二重丸、公共下水道整備事業費900万円の補正は、空知太中通り改良舗装工事の実施にあわせ、同区間において公共下水道の汚水管渠の新設工事を行うものであります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては5ページ、総括でご説明を申し上げます。4款繰入金で60万円の補正は、財源調整を図る一般会計繰入金の下水道事業分の増によるものであります。

7款市債で840万円の補正は、公共下水道整備事業の実施に伴う公共下水道整備事業債、過疎対策事業債の増によるものであります。

以上が歳入であります。

なお、14ページ以降には地方債に関する調書及び参考資料を添付しておりますので、ご高覧をいただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 病院事務局長。

○病院事務局長 氏家 実君 (登壇) 議案第4号 平成28年度砂川市病院事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

1ページをごらんいただきたいと存じます。第1条は、今回の補正予算を第1号とするものであります。

第2条は、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を補正するもので、本文括弧書き中「不足する額3億9,360万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金3億9,360万5,000円」を「不足する額3億9,368万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金3億9,368万1,000円」に改めるものであります。これは、資本的収入で収入の総額を1億750万円増額し、7億3,955万8,000円、資本的支出で1億757万6,000円増額し、支出の総額を11億3,323万9,000円とするものであります。

第3条は、予算第5条に定めた企業債の補正であります。医療機械器具整備事業分で限度額を1億750万円増額し、総額3億2,390万円とするものであります。

2ページをお開きいただきたいと存じます。第4条は、予算第9条に定めた重要な資産の取得及び処分、新たに取得する資産としてデジタル式乳房用エックス線撮影装置を加えるものであります。これは、本年1月に乳腺外科を開設し、4月に乳腺外科専門医師が着任したことにより、特に画像診断が難しいと言われている乳房エックス線検査、マンモグラフィーの機器を更新し、より精度の高い乳がんの診断を行おうとするものであります。

4ページをお開きいただきたいと存じます。1項企業債1億750万円の増額は、医療機械器具購入によるものであります。

6ページをお開きいただきたいと存じます。1項建設改良費1億757万6,000円の増額は、1目資産購入費で乳腺外科の開設及び専門医の着任並びに眼科で新たに開始する手術に必要な機器など9件の医療機械器具を購入するものであります。

8ページから13ページについては関連資料でありますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 以上で各議案の提案説明を終わります。

各議案に対する総括質疑は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時56分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

これより議案第5号及び第7号の一括総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

武田圭介議員。

○武田圭介議員（登壇） おはようございます。それでは、議案第7号 中空知広域市町村圏組規約の変更について総括質疑を行います。先ほど補足の提案説明もありましたので、そこで理解できたこともありますので、大きく4点について総括質疑を行います。

1点目は、現在の規約は第16条において、モラルハザードの防止という観点からも財政状況が悪化した場合の例外的取り崩しを認めています。今回それを削除して、今回の改正案のような規約に改正をする必要性について伺います。つまり第16条を残し、今回の規約改正案である第15条第3項第2号の出資金の一部または全部を処分することに全ての関係市町村が合意する場合、という規定をつけ加えるだけでよかったですのではないかと考えますが、なぜそうしなかったのか。

2点目に、中空知広域市町村圏組合の独自事業が何点かあるにせよ、この地域には砂川市と滝川市が中心市となり、定住自立圏もできました。定住自立圏の本来の趣旨とは必ずしも一致しないことは理解しますが、同じような組織体が併存しているような感じが否めません。そこで、中空知広域市町村圏組合との役割分担はどのようになっているのか。仮に規約を変更して基金の取り崩しを認めるならば、これを契機に組織体の整理ということも一緒に検討して、思い切ってこの際一本化するというような話ができなかったのかどうかも含めて伺います。

3点目に、6月8日の北海道新聞の報道によれば、ユーロ債の運用益を上乗せした6億5,400万円について加盟自治体に返還という報道がなされました。まだ各地の議会が開会され、議案が上程される前に、あたかも基金の取り崩しが決定したような印象を見出しただけを見ると受けてしまいます。見出しだけを見て、事情がよくわからなければ誤解される可能性のあるものであり、余りにも構成自治体の議会を軽視した話ではないかと遺憾に感じますが、これについて中空知広域市町村圏組合からどういう情報発信がなされたのか、砂川市として把握している事実について伺います。あわせて、運用益を含め6億5,400万円という報道は事実なのかどうかについても伺います。私の記憶に違いがなければ、先ほど提案理由の説明でもありましたけれども、日本国債として保有している4億円とユーロ債運用金からの返還分6億円の計10億円の基金だと認識していますが、その点正確な数字を伺います。

4点目に、可能性のある話として、仮に構成自治体の一つでも規約改正案に反対した場合の影響や結果はどのようになるのか伺います。

以上のことを伺いまして、演壇からの初回の質疑といたします。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 議案第7号に関しまして4点ほどご質問がございました。順次お答えをしていきたいと存じます。

まず、16条の関係でございます。規約を削除しての理由ということでございました。16条の削除につきましては、構成市町が財政再生団体になることを回避するための緊急

避難的な措置として行う場合を定めたものでございます。今回の改正では、全ての関係市町が合意すれば基金の取り崩しを可能とするものでございますので、再生団体を回避する場合も含めて、今までよりも幅広い事案にも対応できる改正となるものでありますので、16条を削除するというにしましたものでございます。また、総体の基金の額を10億から4億に減らすというような予定の中でのお話でございますので、基金の原資自体も少なくなっているということも改正する理由の一つとなっているところでございます。

次に、定住自立圏ができた中での役割分担、それから一本化の関係のご質問がございました。広域圏では、今般提案させていただいた基金の運用果実から事業を実施している基金事業のほかに、交通災害共済ですとか交通遺児奨学金事業など、圏域を一体的、総合的、均一的に推進する事業を行っているところであります。一方で定住自立圏は、圏域の中心的な役割を担う中心市と連携する市町が1対1で事務事業を協定しながら、相互に役割を分担して連携、協力していくという自治体間の連携の取り組みでございまして、若干性質の異なる部分もございます。そういう中では、現行の広域圏組合と定住自立圏それぞれの特性を踏まえて、すみ分けしながら事業を実施していくというものを考えているところでございます。

次の新聞報道の関係でございます。一部事務組合の規約変更につきましては、地方自治法において全ての構成市町の議決を経て知事の許可を受けなければならないとされております。基金の取り崩しについても、広域圏理事会にて決定された後、それを踏まえて構成する市町が行ったそれぞれの今6月議会の議案の提出の告示などをもとに、広域圏事務局に問い合わせがあったというふうに向っているところでございます。確かに表題についてはあたかもというふうな部分がございますけれども、最終的には理事会で返金方針が決定された部分の記事となっているところでございます。その後は構成市町が議会で提案して審議される旨の報道と理解しておりますし、一部金額については若干誤りがあったかなと思っているところでございますが、議員さんご指摘のとおり、基金については10億円、4億円と6億円、2つに分かれながら基金運用しているものでございまして、五千数百万という部分がございますけれども、五千数百万円は既存の今までの6億の基金に対する果実について組合のほうでお知らせしたものが若干誤って伝わったのかなと思っているところでございます。

次に、構成自治体の一つでも反対した場合の影響でございますが、この規約改正につきましては広域圏組合の市町が集まる理事会において機関決定した事項でもございまして、各市町において責任を持って提案しているものでありますけれども、仮に1市町でも否決された場合については、規約の改正はできないものというふうに理解しているところでございます。

以上でございます。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 それでは、再質疑に入りますけれども、今ほどるる答弁をいただきました。まず、16条との関係でありますけれども、確かに構成市町村の全てが同意すれば、それを処分することができるということは、財政破綻状況になるといったようなことも含めてできることではあるのですけれども、そもそもとして、このお金をこのままただ眠らせておくだけで、大きな事業を実施しないのであれば、いっそ思い切って、それでまた解散をしてしまうというふうになってもおかしくないと思いますし、その基金を残して何かのためにとっておくということであれば、先ほど1回目の登壇のときにも触れましたけれども、決してモラルハザード的なものにならないようなことは十分担保して考えないといけないのかなと。仮にこの16条を残したとしても、それは特に法的な問題はないと思うのですけれども、再質疑ですから伺いたいのは、そういったような話というものはこの規約の改正をする段階での話し合いの中では出てこなかったのかどうか。確かに影響的なものを考えると、どちら変わらないと言ったらそうなのかもしれませんけれども、やはり目に見える形で法的な何かを担保するというのであれば、しっかりと2つ残しておいてもよかったのかなと思いますけれども、その辺内部での話し合いはどうだったのかということをお伺いしたいと思います。

それから、定住自立圏との関係でありますけれども、定住自立圏と広域市町村圏組合の関係を考えますと、確かに定住自立圏は中心市と周りに従たる市町村があると、それから中空知広域市町村圏組合の場合には全ての構成市町がフラット、横並びであるということは大きな違いだと思います。そうはいつても、事業が少ない中でこれから近隣の自治体と、市町村合併はこの地域は破談しましたけれども、手を携えて何かをやっていくといったときに、やはり小規模自治体だけではできない、スケールメリットも考えないといけないというようなことも出てくると思うのですが、先ほどの答弁の中では役割分担の話もありましたけれども、一方でもしこれを定住自立圏に加えることができるとすれば、できるのかどうかもそもそも論なのですけれども、そのそもそも論と同時に、場合によっては中心市となっている砂川市、滝川市の財政的な負担というものが伴うのかどうかと。つまり主たる都市として現在は地方交付税等でも算入措置がなされていますので、逆にそういったようなことによって一本化することによってのデメリットというものがもし今ここでわかるのであれば、それも教えていただきたいと。それがわかることによって、やはり2つの組織は併存しなければいけないということも考えられると思いますので、その辺わかる範囲で結構ですので、教えていただきたいと思います。

それから、3点目の報道の関係については理解しました。報道機関の方が独自に取材された形で、どのように発信していくかはそれはまさに報道機関の記者さんの考え方ですので、それについてはとやかく言えませんが、一方で情報を発信する側、提供する側がしっかりと誤ったミスリードを報道機関にさせないようにする取り組みというものは、やっぱり必要だと思います。ですので、その辺の説明というものは今後同じような場面があれば、

しっかりとそこには配慮していかなければいけませんし、報道機関で報道されることの影響力の大きさというのは我々は、過去の飲酒運転の事件とかでもありましたけれども、身をもってわかっているわけですので、ぜひともその辺は広域市町村圏の事務局とも緊密に連携をとっていただきたいと思いますし、確かに市長も含まれている理事会の中で議案として決定されます。しかし、我々はやはり独自の議会としてこの規約改正案を審議する立場にありますので、セレモニー、儀式化して、何でも言ったからすぐ右に通るとというのが、何十年もそういうしきたりできたのかもしれないけれども、慎重に審査を尽くすというようなことは我々に与えられた職責ですので、その辺は理事会で決まったから右から左に構成自治体の議会も通すという認識であってもらっても困るといったようなことは中空知の市町村圏広域組合の事務局の方ともお話をする機会があればぜひ伝えていただきたいと思いますし、先ほど反対したらどうなるのかという影響もお伺いしましたけれども、一つでも構成自治体の市町村が反対すれば、この規約の改正は不可能になり、当然ほかの自治体との関係にも影響が出ることは承知しておりますけれども、私が言いたかったのは、物事がしゃんしゃんと全て一部事務組合議会として、中空知広域市町村圏組合にも議会がありますけれども、そこで決まったことが構成自治体の議会においてきて、もうそこで決まったのだから、右から左へというような機械的なものではないというような意思だけは示したいということでこの質疑を行っているわけで、その辺も原理原則に立ち返ってしっかりと伝えていただきたいと思います。

2点か3点質疑があったと思いますけれども、答弁をよろしくお願いいたします。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 それでは、2回目の質疑に答弁をさせていただきたいと思ます。

まず、16条の関係でございます。先ほどもご答弁を差し上げたのですが、包含するといいますか、再生団体等の部分、緊急避難的な部分については前段15条のほうで改正できれば必要ないだろうというふうな話し合いの中での最終的な結論でございますので、ご理解頂戴したいなと思ます。

それから、定住自立圏と広域圏の関係です。これについては非常に論議あるところではあるのですが、一部組合としての広域圏、それから中心市、砂川、滝川を中心市として1対1でそれぞれ協定を結んでの定住自立圏という、内容的にも先ほど議員さんおっしゃるとおり違う部分がございます。デメリットという、もしも広域圏がということになりますと、広域圏はどちらかといいますと5市5町で連携してやれる部分をチョイスしながら事業というものを進めておりますので、決して定住自立圏でできないかということ、そうでもないのですが、資金的な部分に関していうとなかなか融通がきかないというのが正直なところでございますし、広域圏につきましては事務局をしっかりと組織しながら、議会を組織しながら事業を進めている部分でございますし、定住自立圏になりますと中心

市の予算の中でやっていかなければならないというデメリットも多少あるかなというふうに思っているところでございます。

それから、報道の関係でございます。ミスリードという部分はしっかり心していかなければならないと思いますし、広域圏の事務局についてもこれまでのいろんな情報発信についても慎重にやられてきている部分でございます。過去には戸籍の関係ですとか広域でやっていこうという部分があったのですが、それぞれ議会で審議いただかなければならないということがありまして、非常に慎重にやられているところでございます。今回についてもまさに議案として提出される、5市5町が議案として提出されるというものをもって初めて発信したといえますか、記者さんのほうに、照会があってそれをお話したというところでございますので、ご理解を頂戴したいと思っているところでございます。

あとは、プロセスの部分だと思うのです。この規約変更について、決して1度の会議で事務局が思い立って提案した部分ではなくて、昨年1月の段階で6億円の基金がトリガーという条項によって戻ってくる可能性が出てきたと、1月というか、年前ですか、3年前になってしまうかもしれませんけれども、そのときからどうしていこうかというふうにそれぞれの企画担当課長の会議ですとか、副市長の会議だとかを数回重ねながら慎重に話をしてきたものでございます。内部的に問題ないだろうかというのも1年以上かけて検討しながらの提案でございますので、思い立ってすぐ出たものではないというふうな理解は頂戴したいなと思っているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 るる答弁を聞いて、わかりました。情報の発信のあり方だけは慎重に慎重を期してほしいと思いますし、先ほど再質疑のところでも述べましたが、我々は住民代表としてこの砂川の市議会ですべての議案を審査するわけですから、広域圏は広域圏で確かに理事会や議会は持っていますけれども、そこも連携してやっていかなければならない中で、本当にそこで決まったことの追認機関として存在しているわけではないというようなことは、しっかりと原理原点に立ち返って伝えていただきたいというふうに思います。

終わります。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) 私も議案第7号の中空知の市町村圏組合の規約の変更についてお伺いします。

今のやりとりもあったので、重複は避けて質問をしたいと思うのですが、私も新聞報道の関係を少し聞こうと思っていましたけれども、今のやりとりで大体わかりましたが、私もこの新聞報道については発信する側がもう少しきちんと出されたほうが良いなというふうに、同じように思います。とても誤解が生じる可能性もあるというふうに思っています。

先ほどの提案説明で、今回の6億円の基金の取り崩しということについては具体的に要望されているまちがあったというようなことも一つの大きな理由のように私は感じるのですが、ここは一体どこがそうなのかということなのではあるのですが、以前この6億円でも大分私は議論をして、たしか反対したこともあったのですが、基金というのはなかなか取り崩せない、今回改正する中の組合が解散する場合というのがそもそもの基金のあり方だったわけではあるのですが、その後財政状況が非常に悪化した各市町があって、特別の場合という形でやったわけですね。そのころから比べると大分5市5町の財政状況もよくなってはきているのかなと、求めていたところも大分よくなってきたのかなというふうには思っていたところで、この基金の取り崩しというお話があったものですから、そのときはちゃんと要望しているまちの名前が出てきていたのです。というようなこともあわせて、今回そこをまずお伺いしたいというふうに思います。

それから、これ10億円の中でユーロ債をやっていた6億円の取り崩しを可能にするということになるのですが、残りの基金4億円はどうするのかということです。そのままにおいて、どうしていくのかなというふうに思うのです。

それから、今後の事業なのではあるのですが、6億円での運用益での事業というのはやっぱり大きかったのかなというふうに思うわけではあるのですが、それがなくなってしまって、取り崩せばなくなるわけですから、この市町村圏組合そのものの事業、今後実施していく事業はどういうふうになっていくのかなというふうに思うものですから、そこら辺もお伺いしたいと思います。

それから、今回取り崩すと言っているのですが、この6億円をほかに活用の仕方というのが本当になかったのかどうか、その辺はどこまで議論をされているのかというようなことをお伺いしたいと思います。

先ほどの議論の中でもあったのですが、本当にここまで、基金の60%まで取り崩してでもまだこの組合をやっていく意義があるのかなというふうに思っているのですが、この組合を解散した場合、先ほどちょっとダブりますが、改めて何が困っていくのか、ここをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） それでは、議案第7号に対しての質問でございます。順次答弁させていただきます。

提案説明の中でもあったように、要望する市町があるというお話をさせていただきました。6億円の基金をどうするかという中でのお話でございます。決してお金が欲しいからというのが第一義にあるわけではないというふうなご理解はしていただきたいのと、この場で市町の名前については差し控えさせていただきたいなと思っているところで、お許しいただきたいなと思っております。

それで、残りの基金の関係でございます。10億の全体の基金でございます、残り4億なのですけれども、もともとこれは過去の部分でお話あったと思うのですけれども、ユーロ債ということで金利がつかない時期が非常に長くあったというところで、もともと4億円の残った基金、国債で運用しているのですけれども、年間800万という金額が果実としてございまして、その部分を基金事業ということでずっと事業をやっておりましたので、今後の事業にも影響がないというふうな理解をしていたところでございますけれども、特に実施した事業については、先ほど交通災害等々お話ししたのですけれども、こちらについては基金事業ではなく一般的な事業でございますけれども、4億円の事業につきましては産業観光振興ということで、物産展ですとか、それから広域的なPR活動等をやっておりましたし、教育文化事業ということで図書館の読み聞かせで管内を回ったり、毎年1市町でふるさと文化ネットワーク事業などをやっていたりしているのが基金事業として実施している事業でございます、この辺については既存の800万円の事業で十分今後に対応できるというふうなことで、今後もその事業をやっていくというふうにしていくところでございます。

それから、6億円の部分の活用のほうなのですけれども、昨年6月にこの基金といいますが、運用が終わりまして、戻ってきました。6億円をどうしようかというときに、市中銀行、もう既に0.1%、2%の金利しかない中でどうしてこうという話がこの論議の始まりでございまして、今は市中銀行ですと0.01%ですか、とか0.2%ですか、そういうコマ以下の利率なものですから、そうすると基金運用益が非常に少ない部分がある中で、これは各市町の中でもっと有効に使えるのでないだろうかという論議の中で基金の取り崩しがあったということでご理解を頂戴したいなと思います。

それから、解散した場合の関係でございます。これも先ほど答弁させていただいたのですけれども、4億の基金というのがあと10年、平成39年まで期間がありますので、そこまでは800万ずつの基金果実がありますので、これは当然その果実を使いながら広域圏事業を続けていくべきものだと思っておりますし、続けていきます。ただ、来年度にはまた広域圏の新たな長期計画という事案も計画を立てるような時期になってきておりますので、その中では今後のことも十分協議をしながら進めていかなければならないなと。10年後基金が戻ってくる段階、4億円の基金が戻ってくる段階でどうするのかという話は、当然今後も引き続きしていかなければならないものと考えているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 私もこの組合の議員を2回ぐらいやったことがあるのですけれども、それぞれ集まってこられて議会というのがあって、そこでも議論はするのですけれども、ほとんど質疑というか、お話ってない組合なのです。6億円のときもそうだったのですけれども、誰がどこで決めていくのかわからない非常に危ない組合かなというふうにも思っています、実は今回も6億円、うまいことトリガー条項でうまく戻りましたけれども、下

手するとこれは戻らなかったかもわからない。30年が戻らなかったかもしれないという  
ような危ないところに手を出して、その運用益でやっていたというのは私の見方とすれば  
事実かなというふうに思っているのですけれども、本当にこの事業は皆さん各首長さん方  
がやる気があって今やろうとしているのかどうかというところに疑問を感じるのです。

先ほど言った4億円で今後十分できるのですよというお話でしたけれども、実はこの4  
億円も30年物の国債買っているものだから、来年にでもこれやめたということになっ  
たら、今までの利子の2年間分が何かは途中解約のことで払わなければならないというこ  
ろもあったりとか、どうも性格が悪いという感じが本当にするのです。今回質疑しよう  
かなと思って、組合議会の予算書、直近の予算書は平成27年のしかなかったので、ちょ  
と28年度は違うかもしれないのですけれども、今言っている市町村基金の事業特別会計、  
いわゆる成果の中からやる事業というのが平成27年度では4,300万円あるのです。  
今のお話でいくと800万の事業で十分できますとお答えになっているでしょう。4,3  
00万から一気に800万になって、本当に十分かといったら、私は全然十分ではないと  
思うのです。それは、お立場としては十分と言わざるを得ないのかもわからないのだけ  
ども、そういうことやっているからいつまでたってもこの組合、みんなやめようと思っ  
ているかもしれないのです。実は4億円の基金ももう戻して、何かもうやめたいかなと思  
っているのではないかと思うのだけれども、ずるずる、ずるずるといってしまう可能性が  
これからも出てくるのではないかというふうに実は思っています。

この基金の運用益の事業以外に、先ほどもあったように交通災害共済特別会計、交通遺  
児奨学事業特別会計というのがあるのですよね。それぞれ幾らの予算を持っているかとい  
うと、交通災害というのは例の、うちの町内会でも来ますけれども、400円の会費を出  
してやるという、あの事業ですよ。これで1,400万ぐらいの事業なのです。もう一  
つ、それぞれ各構成市町が負担金を払ってやっている事業のもう一つが交通遺児奨学事業  
というやつですけれども、これ平成27年のときは浦臼町の小学生2名、高校生2名、こ  
の4人にこの奨学金を出すという事業で、何と49万5,000円の事業なのです。両方  
合わせても1,400万ぐらいの事業が基金の運用益でない事業です。今までのやりとり  
でいくと、それがあからこれは残しておかなければならないのだというような私は解釈  
をするのですが、本当にそうなのかというふうに思うのです。というのは、今度はこの組  
合を維持するためでどれだけお金がかかっているかという、実はそれぞれの事務負担を  
していかなければならない中で、一般会計というのがあって、これは2,000万ちょ  
とあるのです。そのうち、もちろんみんなが年に何回か行く議会費というのがあります。  
これ110万、もうちょっと言うと総務管理費という中でこの組合を維持しているがため  
に給与が払われるわけです。ここがどういう内訳になっているかという、これはあくま  
でも平成27年度ですけれども、一般職1人いるのです。この方は共済費込みで1,00  
0万以上の給料です。そのほかに嘱託職員が3人いて、この嘱託職員で600万、全部合

わせていわゆる給与の関係1, 700万。さっき言ったように2, 000万ぐらいの事業をやるために同じぐらいの給料を払ってやっているという状況が、本当に5市5町の住民にとっていい事業なのかどうかという判断を早い段階でしてほしいなと私は思うのです。これ多分みんな滝川の人たちですよ、一般職も、それから嘱託職員も、事務局が滝川にあるから。それをみんなでお金出し合って、このわずかな事業のためにその事業と同じぐらいの件費を払いながら本当に維持していく組合なのかどうかということです。そこところは市長もなかなかしゃべりづらいと思います。5市5町の中の理事者としていらっしゃるわけだから。答えがあるのならしてほしいし、今答えられないなら答えられないで、今後中空知の広域市町村圏組合の中でぜひこの費用対効果、こここの話をしていただいて、何とかこの事業が違う形で振りかえられないものなのか、そんなようなことも考えておいてほしいなというふうに私は思うのですけれども、その点についてご答弁をいただきます。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 何点かあったかなと思いますけれども、職員の関係につきましては、一般職については5市5町持ち回りで職員が派遣を受けているということがございまして、今は赤平市の職員が2年間の約束で事務局に参画しているということで、その辺はご理解いただきたいと思えますし、嘱託の方についてはやはり事務局が滝川ということもあって滝川にお住まいの方が多いうふうなところに伺っているところでございまして、併任している滝川市の企画担当の職員も、給料は出ていないのですけれども、併任ということで職員にはなっているところでございます。

それから、費用対効果の関係のお話がありましたけれども、広域圏の一般会計については特に件費の部分が多いというふうな部分については間違いなところではございますけれども、基金事業も基金の果実があるからできる。実際にお支払いするのは委託等々でするわけですが、計画とかするのはやはり人がいないと事業計画できないということで、その部分のマンパワーは当然必要になるということで、事業やる上での職員の配置というのはやはり必要なものだと思いますし、基金事業については5市5町が単独でやることではなくて、連携してやるというものがあるので、今年度からですと特に言うとオアシス館のほうで中空知物産展をやってみようかということで、27年度、昨年スマートインターできたことによってオアシス館のほうで主催して5市5町の物産展をやりましたけれども、広域圏としても携わっていこうということで、そういう事業も中空知広域圏の事業として進めていこうということ、毎年毎年検討しながら、やめるもの、新しいものというふうにやっております。それを考えるのが事務局でありますので、事務局がないとやはり大変なことになるというふうに理解をいただきたいと思っております。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 まず、先ほど言った中で、取り消しは別にする必要はないのですけれども、

滝川市の職員ばかりなのではないかという、ちょっと私の一方的な誤解があったことはまず初めにお話をするのですが、気持ちは変わらずに、実は交通災害共済特別会計というものもこの資料を見ていくとだんだん、だんだん加盟する人たちが少なくなっているのです。本当にこれって今後もこのままやっていく必要があるのかなというぐらいに、砂川市あたりでいくと、パーセントが今すぐ見つからないので、交通の保険についてもどんどん加入も少なくなってきたいて、どうも何かで同じようなことってかわれるものはないのかなというふうには思います。やる事業によって職員あるいはそういう一部組合というものはちゃんと機能していないと、一回つくったからなかなかなくせないのだという形です。ずるずるといのは余り私はよくないなというふうに思うのです。本当にこれだけ事業が縮小されていく中で、一般職の人1人、それから嘱託職員が3人、これって見直してかけられないものなのかどうかということも含めて、もう答えは要りませんけれども、ぜひ理事会の中でも、それから議会の中でもと言ったらまた変な話になってしまうので、その費用対効果なり今後の市町村圏組合のあり方というものも含めて真剣に話をさせていただきたいなということをお話しして、終わりたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 先ほど5市5町で職員を回すというお話をちょっとしたものですから、4市5町の職員で回すという誤りでしたので、訂正させていただきたいのと、5市5町の一般職が今赤平からというお話をさせていただいたのですけれども、5市5町の市町で1人ずつ毎年出すのだというお話をしたつもりだったのですけれども、滝川を除く4市5町で一般職については回しているところを訂正させていただきたいのと、広域圏の事業についてはこれまでも一般職2名という時代もございました。その事業をそれぞれ見ながら、一般職を減らそうですか、そういうのも随時検討しておりますし、広域圏事業についても、日々検討しているかどうかは別にしまして、時期に応じてそれぞれ検討しているということでご理解は頂戴したいと思います。

○議長 飯澤明彦君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第5号及び第7号の一括総括質疑を終わります。

続いて、議案第1号から第4号までの一括総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

武田真議員。

○武田 真議員 （登壇） それでは、議案第1号、一般会計補正予算について総括質疑を行います。

特に私は、住宅費、移住定住促進住宅に要する経費について何点か伺います。まず、第1点目として、移住定住促進住宅に関する管理運営についての条例は今後と聞いていますが、今回の予算計上と一体的に提案されなかった理由についてを伺います。また、家賃、

入居基準、管理運営の方法についてどのように考えているのか伺います。

第2点目としましては、移住定住を促進するための施策についてはさまざまな手法がある中でこの事業を選択した理由についてお尋ねします。

3点目として、当該財源の内訳についてを伺います。

第4点目として、取得する旧国家公務員住宅の建設年度について、副市長は委員会において昭和54年、建設部長は本会議において昭和58年と答弁されていますが、実際いつ建設されたものを購入するのか伺います。

以上を第1回目の質疑といたします。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 湯浅克己君（登壇） 大きく4点の質問があったかと存じます。

まず初めに、移住定住促進住宅に係る経費等の質問についてご答弁をさせていただきますけれども、大きな1の最初にありました1点目の移住定住促進住宅に関する管理運営の条例制定につきましては、今後だということでは予定しておりますけれども、今回の予算計上と一体的に提出されなかった理由についてでありますけれども、こちらにつきましては建物の管理運営に係る条例の制定につきましては昨年12月の第4回定例会における答弁もいたしましたけれども、その答弁で申し上げました予定のとおり、補正予算議決後の工事及び用地等の取得に係る契約等を踏まえ、9月の第3回定例会に使用料及び管理に関する経費などの予算とともに提案をする予定でありまして、こちらの条例制定に関しましてはパブリックコメントも実施しながら条例を制定する予定となっているところでございます。

また、家賃、入居基準、管理運営の主体についてということではありますけれども、こちらにつきましては、まず家賃につきましては購入価格や改修費、民間アパートの家賃の状況等も踏まえながら、同規模の民間アパートの家賃を勘案しながら設定する予定であります。入居基準につきましては、市内企業に勤務し、市外に居住している家族世帯を対象とすることを基本といたしまして、今後詳細な入居基準や管理運営などに係ることにつきましても同様に検討を行っていきたいと考えているところでございます。

続きまして、2点目にありました移住定住促進の施策がいろいろある中でこの事業を選択したという理由についてでありますけれども、これまで移住定住促進政策といたしましてハートフル住まいる推進事業を継続しながら拡充を図り、取り組んできたところでありますけれども、市内には家族世帯向けに適した間取りのアパートが少ない上、平均的に家賃が高く、市内企業に勤務する多くの方々が市外から通勤している状況にあることから、まずはこのような方々の市内での居住に結びつく施策を検討し続けてきたところでございます。このような中、北海道財務局から旧国家公務員住宅の財産処分に係る購入の照会がありましたので、これらの住宅につきましては一定の面積も有しており、財源の手当でも見込まれましたことから、この住宅を活用することについて検討を行い、移住定住施策の

一つとして取り組むこととしたところでございます。

3点目にありました事業の財源内訳についてであります。整備に要する費用は3,643万円、財源内訳といたしましては総務省所管の過疎地域等自立活性化推進整備事業交付金として800万円が交付されることとなり、これに加えまして過疎対策事業債を2,280万円充当し、一般財源が563万円となっているところでございます。

4点目の取得する旧国家公務員宿舎の建設年度についてでありますけれども、旧国家公務員住宅は7棟ありまして、昭和54年から58年まで建設されたものでありますけれども、昨年財務局から示された資料におきましては全ての建物が昭和54年建設となっておりますので、昨年の委員会の中では昭和54年建設と申し上げたところでありますが、その後購入を前提とした協議を進める中で、財務局の財産基本台帳などの資料から、昭和54年建設が4棟、昭和58年建設が3棟であり、今回購入する建物につきましては昭和58年3月に完成したものであることが確認されましたので、昨年12月の第4回定例会におきましては昭和58年建設と申し上げたものであり、年度で申し上げますと昭和57年度の建設ということになります。

以上であります。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 それでは、順次再質疑したいと思いますが、まず条例提案については今後というお話だったのですけれども、この条例については単なる施設の設置条例ということではなくて、政策目的条例という意味合いもあるのではないかと私は考えるのですけれども、まずその施設自体はそれは単なる手段であって、その政策目的が一番重要ではないかと考えるのですが、このことについて議会で深く審査するのが本来ではないかと私は考えます。条例が先か、施設が先かということではなくて、両者は表裏一体のものとして考えるのが本来の姿ではないかと私は考えるところです。そもそも論として、今回の議会において政策目的について深く審査する機会が得られなかったのは私としては非常に残念に思うところです。その点市としてどのような考えなのか、しつこいようですが、再度条例と一体であるはずの予算を別々に審査することになったことについての市の考えについて伺いたいと思います。

それと、2点目ですけれども、提案説明やこれまでの議会議論を伺っていますと、市内には子育てに適したアパートが少ないこと、家賃が高いことということから、市みずからアパートを供給する事業というふうに解しております。そうであるならば、政策目的を実現するための手段としては、先ほどハートフル住まいというのもありましたが、この政策以外にも幾つかの手段があると私は考えます。例えば、私去年も質問したと思いますが、未利用市有地等市内にはたくさんありますが、その未利用市有地を活用したアパート建設や、あるいは民間の空き家、空き地に対する政策誘導等も考えられるところなのですけれども、この政策目的を達成するための他の具体的な選択肢については検討を行わ

なかったのか。行わなかったとしたら、具体的なその理由について何か検討した資料や金額の根拠があるのかどうかについて確認したいと思います。

続きまして、建築年については先ほどの説明でわかりました。今回購入するのは58年完成ということで、54年の建物もあるということなのですけれども、そうしますと、ご存じかと思うのですが、昭和56年6月1日において建築物の耐震基準が変わりました。この日以降に建築確認を受けた建物については新耐震基準が適用されます。そうしますと、54年の建物については当然対応していないと、58年の建物につきましても、いつ建築確認を受けたかによってその耐震基準が適用されているかどうか不明なところですが、端的に、今回購入する建物について新耐震基準に適合しているのかどうかについてお示ください。

あと、昭和58年完成ということなのですけれども、そうしますとかなり古い建物ということになると思いますが、この建物の耐用年数があとどれくらい残っているのかと、建築年を考えると気になることなのですけれども、この建物の本来の耐用年数は何年なのか、改修によりそれが延びるのか、変わらないのか、あるいは何年それが残っているのかお示ください。さらに、この年代の建物についてなのですけれども、当時広くアスベストが使用されていた時代に当たると思います。吹きつけ以外に建材そのものに何%かのアスベストが含まれていたというような時代であったと思いますが、この建物の取得に当たり、アスベストについてどのような確認をしたのか、または国と何らかの取り決めがあったのかどうかについてお示ください。

最後に、財源の内訳について確認しますけれども、市債が2,280万円ということでしたが、その償還年数と元利合計額及び合計額の交付税算入額についてお示ください。

以上です。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 湯浅克己君 4点ほどご質問がございました。

まず、1点目の条例の関係になります。政策目的を示しながら今回提案すべきという考え方でありますけれども、今までは砂川市の条例の制定につきまして、これらの管理条例につきましては施設の管理について考え方が決まった段階で提案をさせていただいているということもあります。当初は、政策目的の部分がありますので、今回の6月というところも考えたことも実際はありましたけれども、今まででいきますとこれらにつきましては今回の議会におきまして取得あるいは改修費の議決を得た後、市民にパブリックコメント等を行いながら条例制定をというふうにご検討しておりますので、事前にそれらの取得、改修などが決まる前にそれらのパブリックコメントを行うこともどうなのかというような考え方もございましたので、今回につきましては今までどおり分けるような形の中で進めさせていただいたところでございます。

続きまして、2点目の政策目的としていろいろな移住定住促進のための施策があったの

ではないかというお話でございます。実際的には今回の部分以外にも、例えば今までもそれぞれの時代におきまして移住ですとか定住ですとか、あとは居住という部分もあったかと思えますけれども、いろいろな政策をしながら今まで市としてもそれらの市民のために施策を打ってきたこともございます。例えば過去の的に言いますと、単身者の宿泊施設という形で条例になっておりますけれども、単身者のアパートが少ないということで単身者のアパートの条例をつくりながら進めてきたり、また地元企業の建設の促進の中ではその中に共同住宅も入れていたこともあります。それらも踏まえながらいろいろ検討はしてきておりまして、ですけれどもこれがいいというのはなかなか決められないところもございました。そのような中で、1つとしてこのようなものの購入の調査もございましたので、まずは1つとしてこれに取り組んできたところでございますし、そのほかにつきましては、例えば今いろいろ賃貸住宅が市内に建っていますけれども、それらについてはワンルームですとか、多くても2部屋ですとか、そういうアパートが多いですので、それらについてももう少し広い面積のアパートについて建設するときには助成制度とかというのを考えてはいるのですけれども、なかなかそれについては決め切れていないというのが現状の姿でございます。まずは市外からの誘導ということで、今回このようなものを設けたところでございます。ですので、特に検討した資料、金額等は今この段階で示すことはできませんけれども、検討は地方創生の関係もありますので、引き続き行ってきたところでございます。

あとは、過疎債の関係になるかと思えます。過疎対策事業債として2, 280万の起債を起すことになっております。こちらにつきましては、充当率が2つに分かれておりまして、土地の取得分に係るものについては充当率100%という一般的な過疎債の充当率になっておりますけれども、これが建物の取得分につきましては建物の使用料が含まれることが考えられますので、こちらについては充当率75%ということになっております。これらを合わせまして2, 280万円というふうになっておりまして、こちらにつきましては2, 280万円に対する元利償還金に対する地方交付税の算入率は70%となっておりますので、こちらについての70%と償還期間が12年で3年据え置きという過疎対策事業債の条件がございますので、こちらに基づきまして、現状の過疎対策事業債は政府資金という形になりますので、現行の借り入れ利率が0.1%というふうになっておりますので、現行の状況で計算いたしますと利子が17万円程度になろうかと思えます。この17万円の部分の30%と借り入れた2, 280万円のこれらの30%が市の将来的な一般財源で持ち出すことになろうかと思えます。

あと、大変申しわけございません。答弁が漏れておりました。耐震基準でございます。こちらにつきましては、私どもにつきましては耐震基準に合致している建物ということで検討を進めてきているところでございますし、アスベストにつきましても特に吹きつけ等のアスベストがないという確認はされているところでございます。

耐用年数につきましてはいろいろな考え方があろうかと思えますけれども、市の公共施

設の総合管理計画におきまして、これらの建物につきましては60年ということで設定をされておりますので、今現状といたしましては32年ですか、たっておりますので、33年ですか、もうたちますので、残り27年程度は耐用年数であろうかなというふうに考えております。今回特に主体構造部の大きな改修等は考えておりませんので、それらの部分について耐用年数が特に延びるという部分については考えてはございませんけれども、内装、あと工事の種目といたしましては屋根、壁の改修ということになっておりますので、ある程度それらの保全是図られるものと考えているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 3回目ということで確認しておきますけれども、これまでの質疑を通して、こういう古い建物をたとえ屋根、壁の改修をしたとしても耐用年数が延びるわけではないということになると思うのですけれども、そうしますとこのような多額の改修費をかけて直すほかにも、更地にして木造でも新築の現代の基準にマッチしたアパートを供給するという事も考えられると思うのですけれども、改修ありきでこれは進んでいるのか。新築について比較検討したものが何かなかったのか、そういった基礎となるような資料や金額の根拠があるのかどうかを確認したいと思います。

また、この建物については実質的に市がアパート経営をしていくということになると思うのですけれども、まだ家賃は見えてきていない。改修費、取得費は出てきましたけれども。そうしますと、通常の民間の考えであれば採算性や収益性を図るための基本的な数字を普通はそろえてくると思うのですけれども、民間では当然だと思うのですが、そうした将来の解体費までを含めたライフサイクルコストを考えた上の経営計画なり収支計画を考えてこのような投資を行っていくと思います。そうした施設について、市として将来の経営を考えた経営計画あるいはその収支の見通しについて何かちゃんと検討したものがいいのかどうか。ないのであれば、なぜそれを検討しなかったかについて最後に確認したいと思います。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 湯浅克己君 今回の改修によりまして耐用年数が特に延びるというものはございません。ですけれども、今の国、地方の全体的な考え方といたしまして、これらの公共ストックにつきましては長寿命化計画を立てながら、あるものは使えるものは使っていくというのが今現状の考え方でございます。このような考え方の中で、今回につきましても耐用年数の約半分は経過をしておりますけれども、これらについてまず活用できるものについては活用したいという考え方でございました。

あと、今回の事業につきましては、総務省の交付金が充当になります。こちらにつきましては、現状ある空き家等の住宅を改修することによって交付金の該当になるというものがございまして、これらを活用することによって低価格の家賃が設定できるのではないかと、そのようなものを考えながら今回の部分については検討を進めてきたところでござい

ます。それにつきましては、この交付金も交付決定が受けられるような状況になっておりますし、また過疎対策事業債に充当になりますので、一般財源の持ち出しは非常に少なくなるものと考えておりますし、まず当初の考え方でいきますと、以前お示しをしておりました取得費につきましては約1,500万程度かかるのではないかとこの部分の中で計算をさせていただきましたけれども、それらも含めながら、あと国からの交付金、あとは地方債、それらを考えながら、それをもとに家賃を設定していきたいというふうに考えているところでございました。今回これらが事業費として1,000万程度減額になりましたし、交付金も当初かなり厳しいというお話もされてはいたのですけれども、そのような中で今回の800万円が上限200万円掛ける戸数という形になっておりますので、800万円が上限ということで上限の交付決定をされていますので、これらを考えながら今家賃の設定をしていきたいと思っておりますけれども、その家賃の設定の中、それらの財源があるからといって非常に低廉な、極めて低廉なものにできるかということ、それもなかなかできませんので、それらは周辺の民間住宅の家賃等も勘案しながら、また議員おっしゃられました解体の費用等も見ながら、家賃の設定はこれからしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

〔何事か呼ぶ者あり〕

失礼いたしました。

そのようなことがございましたので、まずは交付金の対象があくまでも空き家の改修というふうな部分になります。ですから、新築のアパートを市で例えば建設する場合には、それらの財源の確保が図られる見通しがありませんでしたので、そちらについては実際的な考え方といたしましてはそういう考え方も確かに、市有地も未利用地がありますので、それらの活用ということで考えさせていただきましたけれども、それらをやることによって本当に低廉な価格が設定できるのか、もし低廉な価格で設定できるのであれば、それは民間の方がやっていただくということになろうかなと思います。そのような中では、まずは市としてこれらの改修をすることによって財源手当がなされて低廉な価格の家賃が設定されるということがありましたので、新築の部分も検討して考えましたけれども、それらにつきましてはやはりこちらの事業に取り組むほうが好ましいのではないかとこのことで判断をいたしまして、決定したところでございます。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員の総括質疑は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

武田圭介議員の総括質疑を許します。

武田圭介議員。

○武田圭介議員（登壇） それでは、議案第1号、砂川市一般会計補正予算、議案第3号、砂川市下水道事業特別会計補正予算について総括質疑を行います。

先ほど午前中の質疑の中でも重複するところがありましたので、重複するところは省いて総括質疑を行いたいと思います。

まず、議案第1号、砂川市一般会計補正予算につき大きく2点について総括質疑を行います。今補正予算に計上されている8款土木費の道路橋梁新設改良事業費5,320万円について、この予算書に載っている空知太中通り改良舗装工事については、六、七年前に何かの委員会でも触れたこともありましたが、当時も地域住民からの舗装を望む声もありましたが、工事の着手が見送られ、この区間だけは長年にわたって実施されることがありませんでした。この区間がきれいに舗装されることにより、空知太東1条1丁目から国道12号線のバイパスとの結節点である空知太東1条7丁目までの区間全てが舗装されることとなります。そこで、今回になってようやく工事に着手することとなり、予算が計上された理由について伺います。

次に、同じく8款土木費の移住定住用促進住宅に要する経費ということで3,643万円の予算が計上されております。この移住定住用促進住宅については、昨年9月と12月議会の一般質問でも伺っているところではありますが、改めて予算計上されたため、総括質疑として伺います。先ほどの午前中の質疑のやりとりもありましたので、ここでは1点のみお伺いしたいと思います。今回移住定住用促進住宅ということで、旧国家公務員住宅を取得して改修していこうというものでありますが、以前の一般質問時には子育て支援の一環という目的も含まれていたと思いますが、今回の予算計上では移住定住促進という名目になっています。いま一度この住宅整備についてのコンセプトと効果、影響等について市の見解を伺います。

続いて、議案第3号、砂川市下水道事業特別会計補正予算についての総括質疑を行います。今回の補正予算では、公共下水道管渠新設工事第3工区として900万円の予算が計上されています。一般会計補正予算の総括質疑でも触れましたように、管渠新設工事の該当箇所が空知太中通り改良舗装工事の区間と同一であることから、一度の道路工事において効率的に工事を実施するために同時期に行われるものと理解しております。しかし、この周辺には民家はなく、周辺の建物の下水道についても既に整備がなされていることからすれば、今回予算をかけてこの管渠新設工事を行うことによりどのような効果等が見込めるのか、やらなければならない管渠新設工事なのかについて伺います。

以上のことを伺いまして、演壇からの初回の質疑といたします。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 湯浅克己君（登壇） 一般会計で2点、下水道特別会計で1点の質問がございました。

まず初めに、一般会計の土木費、空知太中通り改良舗装工事を補正予算に計上いたしまして着手する経過についてご答弁を申し上げます。空知太中通りにつきましては、国道12号のバイパス的な要素を持つ路線と位置づけまして、先ほど議員からお話がありましたとおり、空知太東1条1丁目から同じく7丁目まで改良舗装工事を行うことといたしまして、平成6年度に着手をいたしまして14年度まで順次工事を進め、また平成20年度には、石山川の改修に伴い新設をされましたすみれ橋の前後の部分の工事も行っていました。市道東1号通りから南に向かい170メートルの区間が未舗装となっており、いまだに整備が完了していないところでございます。これにつきましては、沿道の企業の営業への影響を考慮し、工事を見合わせてきたものであります。この区間の整備につきましては、地域の町内会からも再三整備要望が出されているほか、並行する黄金通りも交通量が多く、路面の劣化が進んでいること、また雨水対策が必要な状況にあることなどもあり、着手に向けた検討は続けてきたところでありましたが、この企業が昨年11月に営業を終え、本年4月に同様の事業が再開されないことが確認できましたので、道路環境の整備と雨水対策として排水機能の向上を図るため、早期に取り組むこととしたところであります。

2点目の移住定住促進住宅についてでありますけれども、先ほど午前中の武田真議員の質問にご答弁させていただきましたが、旧国家公務員住宅の取得につきましては、市内に家族世帯向けの3DKや3LDKのアパートが少ないということを勘案いたしまして着手したところでございまして、それにつきましては子育て支援も含めながら考えているところではありますけれども、これにつきましてはまず市内に勤務する多くの方々が市外から通勤している状況につきましては、市内のその企業さんのほうから、やはり市内に住まわれるほうが好ましいという考え方がございましたので、これらについて取り組むこととしたところであります。考え方といたしましては午前中説明したとおりでございますけれども、総務省の交付金を受けるヒアリングの際には、転入者の数字がこの事業の数値目標になるというふうにも言われておりますので、あくまでも市外から転入をすることを求めながら、今後PR活動を行いながら転入に向けた作業を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

最後に、下水道会計についてであります。今回の公共下水道管渠新設工事の着手につきましては、空知太中通り改良舗装工事にあわせまして整備を実施するものであります。こちらにつきましては、公共下水道の汚水管渠を新設するものであり、この工事の実施によりまして公共下水道整備区域である空知太東1条5丁目、東2条5丁目の1.45ヘクタールの区域の整備が進むところであります。現在この区域の周辺につきましては、既に公共下水道の整備が進められており、この地域は国道12号にも近く、住宅等の張りつきも見られますので、改良舗装、公共下水道工事の実施によりまして道路環境、生活環境が整いますので、今後この地域の開発が進むという事業効果が見込まれているところでございます。また、改良舗装工事とあわせて工事の実施をいたしますので、全体的には整備費用

の軽減にもつながるものであります。

以上であります。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 大体今の答弁でわかりましたけれども、今ほど答弁の中で雨水対策も必要だというようなお話がありました。私が今回これを総括しようと思ったのは、これが平成6年度から着手して、なかなかし遂げられなかったこと、その理由も今明らかになりましたけれども、そこのところはいろんな近隣の企業ですとか、地域の事情というものがあつたのだなということには理解しました。ただ、5,300万という金額がどうしても高いように思えたものですから、道路改良でこれだけの金額なのかなというふうに思っていたら、先ほど詳細は語られませんでしたけれども、雨水対策をするというお話があつて、過去に私は議会でも雨水管についての一般質問をしたことがあるのですが、予算書には計上されていませんけれども、そうするとこの地域に雨水管も一緒に布設するという、そういったようなことも含まれて予算として出されているのかなと。そうであるならば、何年か前に広島の方でも集中豪雨があつて、傾斜地からの鉄砲水で土砂災害というようなこともありましたけれども、まさに今回この工事をする区間というのは石山の斜面から国道12号線に向かって集中豪雨のときには下に大量の水が流れ出るところでありますから、雨水管の径も通常よりは大きな径を入れないといけないのかなというふうに思っているのですが、そういったようなことも想定されて若干金額が上がってこの事業費として計上されているのかどうかを確認したいと思います。

それから、移住定住の住宅の関係ですけれども、午前中の質疑等のやりとりも聞いていましたが、あくまでも総務省とのやりとりの中で成果指標が転入者の数字ということであれば、若干私は概念がぼやけてしまうのかなと。移住定住のことに關しては昨年9月、12月、両議会で一般質問で聞いてまいりましたけれども、市外から市内に勤めている方が砂川に来ていただいて人口をふやすということも必要なのですけれども、移住定住施策を考へるときには人口の構成比も考へていかないといけない。生産年齢人口をふやしていくということを考へれば、若い世代、さらには子育て世帯、そういったようなものを対象にして施策を拡大していくようなことを考へていかないと、今後砂川市の人口政策全般を考へていく上では、高齢化率がただでさえ高い中でせつかくこのように今回多額の予算をかけて住宅を整備するというのであれば、もう少しその概念というものを集約したほうがよかつたのではないかなというふうに思うのですけれども、その辺についてお考へをお伺いしたいと思います。

それから、下水道の關係は、当然これを行うことによって、道路工事と同じ時期に行うわけですから、再度の道路の掘り起こしということがなく、費用は安く済ませることができると。ただ、一方で、近隣は既に下水道の整備事業を終えていますので、これを今入れることによって直ちにメリツト的なものはあらわれないのだろうと。となれば、これを入

れることによって今後この周辺に宅地開発が進み、家が建つことによってこの下水道管の整備がいかされてくるのであれば、ここがさらに開発されていくような取り組みをパッケージで考えていかなければいけないと思うのですけれども、その辺についてはただ機械的に下水道管を布設するだけではなくて、やっぱり市の住宅政策の一環として考えていく必要性もあるのかなと思うのですが、その辺についてのお考えを再質疑としてお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 湯浅克己君 初めに、空知太中通りの改良舗装の関係ですけれども、雨水対策が必要ということで、この地域は議員おっしゃられましたとおり東側から雨水が流れまして、まずは今黄金通りが一番問題になっておりまして、黄金通りに水がたまるということで、そちらにつきましては雨水管の整備をいたしましたので、一定程度の雨量には耐えられるようになっておりますけれども、それでもやはり国道に流れていくということは考えられます。そのため、本来であれば下水道の雨水管の埋設ということも考えてはおりますけれども、今回道路整備が行われるということで、こちらとあわせるほうが効率的に行えるのかなということも考えまして、一般的な道路の整備でありますと道路の両側に450ミリの道路排水の排水管を布設するというような形をとっておりますけれども、今回につきましては雨水対策ということで、真ん中に1本で1,100ミリの管を埋設することにしております。こちらの部分につきましては、断面でいきますと約3倍の断面がとれる形になっておりますので、効率的な部分になろうかなと思います。ただし、当然これらの雨水管を埋設することから経費的にはかかりますので、経費といたしましては試算いたしますと約1.7倍程度の経費のこの部分だけの排出の部分の増はあろうかと思っておりますけれども、3倍の効果が得られるということで、特に石山川に直に排水することができるというメリットもありますので、そちらの中で整備をあわせて進めていきたいという考え方でございます。

2点目の移住定住の住宅の関係ですけれども、基本的には市外から市内への転入という考え方でございます。人口政策として構成比等のお話もありましたけれども、今後どのような形で入居者の募集をするかというのも今後検討していくところでございますので、それらも踏まえながら、いろいろな部分を勘案したり、判断したりしながら、それらの部分としてどのような方を対象とした管理条例をつくるのかというところを今後詰めてまいりたいと思っておりますのでございます。ですので、そのように概念を集約ということでお話がありましたけれども、そのような中で考え方をまとめていきたいということでございます。

最後に、下水道につきましては、このエリアは確かに今回整備いたします空知太中通りの東側の部分につきましてはまだ農地という形になっておりまして、北側の一部の部分だけ住宅が張りついておりますけれども、まだ整備が進められておりません。西側につま

しては民間の方が使われている施設もありますけれども、こちらにつきましても今まで使われていた方は個別に下水管に直接接続するような形をとっており、まだ整備が進んでいないところも実際ございますので、それらを含めた中で整備をしていきたいというふうに思っております。今市内で土地の動きも少ないところでもありますので、これらの整備を進めてすぐ開発につながるとはなかなか考えづらいところもございますけれども、今回道路整備もされますので、それらといたしましては一定程度の住環境の整備は図られるというふうに判断をしておりますので、そのような中で開発されることを逆に言いますと望んでいるところでございます。

○議長 飯澤明彦君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第1号から第4号までの一括総括質疑を終わります。

以上で各議案に対する総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております6議案は、議長を除く全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中審査を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定しました。

#### ◎休会の件について

○議長 飯澤明彦君 お諮りします。

予算審査特別委員会における審査が終了するまで本会議を休会することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、これで本会議を休会します。

#### ◎散会宣告

○議長 飯澤明彦君 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 1時17分